

「健康しが」活動創出支援事業にかかる質問回答

令和5年5月18日現在

| No. | カテゴリ | 質問内容 | 回答 | 備考 |
|-----|--------|---|--|--------|
| 1 | 補助対象者 | 1. 補助金申請時点で「健康しが」共創会議参画団体に応募していることが必要ですか？ | 1. 応募申込時点で「健康しが」共創会議に参画している必要はありません。 | 4/24掲載 |
| 2 | 補助対象者 | 2. 補助事業の推進に当たって、補助金申請時点で「健康しが」共創会議に参画している団体との連携が必須となりますか？ | 2. 連携先の団体が必ずしも「健康しが」共創会議の参画団体である必要はありません。 | 4/24掲載 |
| 3 | 補助対象経費 | 3. 補助事業の実施に当たり、既に事業で使用している器材を活用しようとしていますが、その器材がリース契約をしている場合は、補助事業実施期間中のリース料の支払は補助対象経費として申請は可能でしょうか？ | 3. 募集要項「Ⅰ 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」の「(2) 補助対象経費として認められないもの」にあるとおり、補助金交付決定日より前に行った契約に係る経費は対象外です。 | 4/24掲載 |
| 4 | 提出書類 | 4. 補助対象経費は、消費税額抜きの金額での申請金額かと思いますが、消費税の課税事業者か免税事業者であるかの記載場所がなかったかと思いますが、申請時には不要ということではなかったでしょうか？ | 4. 消費税額込みで申請いただいて構いません。また、当補助金は課税事業者、免税事業者どちらでもご応募いただけます。ただし、消費税法第30条第1項に規定する「仕入れにかかる消費税額の控除」の適用を受ける事業者である場合、交付要綱第12条にあるとおり、消費税額確定後に「消費税等仕入れ控除額報告書（別記様式第5）」をご提出ください。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還する必要があります。 | 4/24掲載 |
| 5 | 提出書類 | 5. 補助対象経費の申請については、見積書は不要でしょうか？ 見積書が必要な場合は、見積書の有効期間はいつまでのものにしておいたらよろしいでしょうか？ | 5. 見積書は不要です。「Ⅲ 応募申込書の提出」の「1. 提出書類」にあります「③積算詳細（別紙2）」をご提出ください。 | 4/24掲載 |
| 6 | 審査 | 6. プレゼンテーションが必要になるということですが、1団体何分程度の時間となりますか？ 動画を用いたプレゼンテーションをしてもよろしいでしょうか？ | 6. 今年度の予定時間は現時点で未定です。参考ですが、昨年度はプレゼン8分、質問10分で行いました。プレゼンテーション審査会でご使用いただける資料は、応募書類のみです。 | 4/24掲載 |
| 7 | 補助対象経費 | 1. 賃金について パート従業員がいますが、この事業を実施するために本来の就業時間以外に勤務する必要があり、その事業にかかった分の賃金は補助経費として申請できるでしょうか？ | 1. 募集要項「Ⅰ 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」にあるとおり、賃金については交付対象事業の実施のために臨時に雇用する場合に限り認められますので、今回の場合は対象外となります。 | 5/10掲載 |
| 8 | 補助対象経費 | 2. 備品購入費について 当社には、本来の業務に使えるパソコンが1台しかないため、この事業に使用できる専用のパソコンまたはタブレットを購入したいと思いますが、事業経費として予算に計上できるでしょうか？ | 2. 事業実施に不可欠と認められる場合のみ備品購入費として計上可能です。ただし、事業全体経費の2分の1以下としてください。なお、当補助金で購入した備品の目的外使用は認められないので、ご注意ください。 | 5/10掲載 |
| 9 | 補助対象経費 | 3. 通信運搬費について 事業で使った電話代、通信費、などは本来の事業と区別することが難しいと思いますが、どのように予算に計上したらよろしいでしょうか？ | 3. 募集要項「Ⅰ 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」の「(2) 補助対象経費として認められないもの」にあるとおり、補助金交付決定日より前に行った契約に係る経費は対象外です。そのため、補助対象事業の開始前から契約していた回線に係る経費は対象外です。 | 5/10掲載 |
| 10 | 補助対象経費 | 4. 保険料について 事業でスタッフが活動したときに、加入できる傷害保険は含まれますか？ | 4. 当補助事業のための保険は対象になります。 | 5/10掲載 |
| 11 | 補助対象事業 | こちらの補助金の性格として、補助金を受ける団体に、利益が出て良いのか、あくまでもボランティアの事業のみであるのか教えていただけないでしょうか？ | 利益が出ても構いません。ただし、募集要項「Ⅰ 補助事業の内容」「4. 補助対象となる事業」の「(2) 補助対象とならない事業」に「①専ら営利を目的とするもの」がありますので、利益を生むことを主目的とした事業は対象外となります。 | 5/12掲載 |
| 12 | 補助対象事業 | 1. 当該補助金は、活動創出が目的である趣旨ではございますが、昨年実施した当企画で申請することは可能なものでしょうか？ 補助金活用できれば、昨年とはまた違った要素が盛り込めるため、確認させていただきたく存じます。 | 1. 募集要項「Ⅰ 補助事業の内容」「4. 補助対象となる事業」にあるとおり、当補助金では「事業1年目の活動を助成する」としてしています。したがって、基本的には新規の事業を想定しておりますが、ご質問のように既存事業に新しい要素を追加して実施する場合は、新規事業として判断することも可能です。 | 5/12掲載 |

| No. | カテゴリ | 質問内容 | 回答 | 備考 |
|-----|--------|--|---|--------|
| 13 | 補助対象事業 | 2. イベントの中で、学生や企業、様々な団体が企画を行います。そのような企画単位で申請することは可能でしょうか？ もちろん、制度の趣旨である翌年以降も独立した事業として継続することを見据えたことを前提で考えております。 | 2. 各団体の取組が当補助金の要件を満たしていれば、各団体から応募いただいて構いません。なお、応募できる件数は1団体につき1件です。 | 5/12掲載 |
| 14 | 補助対象者 | 大阪府で登録の学生ボランティア主体のNPOで滋賀県のキャンプ場で滋賀の子どもたちを主に対象として活動しています。申請資格はありますか？ | 対象者が滋賀県内であれば、活動団体が県外の団体でも問題ありません。 | 5/12掲載 |
| 15 | その他 | 単独企業での応募はNGとありますが、協業先したい企業が健康しがの参画企業の中にあり、過去にコネクションがない場合はご紹介などして頂けるのでしょうか？ | 事業が採択されましたら、事務局からご希望される団体等におつなぎします。 | 5/12掲載 |
| 16 | 提出書類 | 別紙2の積算詳細ですが、事業年度が約2年ですが、当初より2年の積算が必要ですか。 | 令和6年2月29日までの経費を積算詳細にはご記入ください。 | 5/12掲載 |
| 17 | 補助対象事業 | 滋賀県内のみでの活動に対する助成でしょうか？ | 滋賀県内の活動のみが対象となります。 | 5/12掲載 |
| 18 | 補助対象者 | 大学生主体の団体枠という定義はNPOにもあてはまりますか？ | 大学生枠については、活動主体が学生かどうかで判断しますので、NPO法人であっても、学生が主体的に取り組んでいれば対象となります。 | 5/12掲載 |
| 19 | 補助対象経費 | 事業の利用者から利用料をいただいてもよいか。 | 問題ありません。見込まれる収入を「積算詳細」の収入欄にご記入ください。 | 5/12掲載 |
| 20 | その他 | 他団体との連携ということですが、滋賀県内の団体ですか？ | 連携先の団体は滋賀県内外問いません。 | 5/12掲載 |
| 21 | その他 | 過去の倍率等はどの程度でしょうか？ | 令和4年度は応募件数39件、そのうちプレゼンテーション審査に進んだのは9件、最終的に採択されたのは6件です。ただし、令和4年度は、子ども・青少年局所管の事業も併せて募集しており、その分はこの件数には含まれておりません。 | 5/12掲載 |
| 22 | 補助対象事業 | 滋賀県産の植物から抽出された成分を使い、男性用スキンケア商品を開発しようとしております。製作費は助成対象でしょうか？ | 対象となります。募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」の費目のうちの費目で計上するかは、団体でご判断ください。 | 5/12掲載 |
| 23 | その他 | 連携団体としては、使用している施設(キャンプ場)の運営団体も含まれますか？ | 場所を借りるだけでは連携団体に含めることはできませんが、取組実施のため主体的に関わっていく場合、連携団体に含まれます。 | 5/12掲載 |
| 24 | 補助対象者 | 個人事業主でも応募できますか？ | 個人での応募はできません。ただし、任意団体であれば応募いただけます。 | 5/12掲載 |
| 25 | その他 | 協業を希望する企業様がある場合、どちらにご連絡すればよろしいでしょうか？滋賀県の健康寿命推進課様宛で宜しいでしょうか？ | 提出書類のうち「事業計画書」の「(4)連携が見込まれる団体等および連携先に期待する役割」に連携を希望する団体をご記入ください。事業が採択されましたら、事務局からご希望される団体等におつなぎします。 | 5/12掲載 |
| 26 | 補助対象者 | 任意団体は何人必要ですか？ | 人数の制限はございません。 | 5/12掲載 |

| No. | カテゴリ | 質問内容 | 回答 | 備考 |
|-----|--------|---|---|--------|
| 27 | 補助対象事業 | 事業広報のためのホームページ作成や、動画撮影にかかる経費は対象になりますか。 | 補助事業にかかる取組であれば対象になります。 | 5/12掲載 |
| 28 | 補助対象経費 | 大学で事業を実施する際に対象者が大学まで来る交通費を経費で申請することは可能でしょうか？ | 募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」をご確認いただき、事業にかかる分と判断できるものは対象となります。 | 5/12掲載 |
| 29 | 補助対象事業 | 助成対象事業は継続的にとのことですが実施回数などについての縛りはありますでしょうか。 | 回数の制限はございません。ただし、どの程度実施予定かは「事業計画書」に具体的にご記載ください。 | 5/12掲載 |
| 30 | 補助対象事業 | 他から助成金を受けている場合、事業対象が明確に分けられていればOKですか？ | 募集要項「I 補助事業の内容」「4. 補助対象となる事業」の「(2) 補助対象とならない事業」で「同一事業において行政による他の補助金等を受けているもの。ただし、補助対象経費が明確に区分できる場合はこの限りではありません。」とありますとおり、経費が明確に区分できる場合は問題ありません。ただし、提出書類の「積算詳細」に、その旨が分かるよう収入欄にご記入ください。 | 5/12掲載 |
| 31 | 補助対象事業 | 養成講座受講のための助成は対象事業となりますか。 | 当補助金の目的に沿う事業であれば、構いません。 | 5/12掲載 |
| 32 | 補助対象経費 | 対象となる賃金と対象外となる人件費の違いはなんでしょうか。 | 募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」にありますとおり、「交付対象事業の実施のために臨時に雇用する」方に対する賃金のみです。常勤職員に対する人件費は対象外です。 | 5/12掲載 |
| 33 | 補助対象事業 | 参加対象者はある一定の方々のみでも構わないのでしょうか。 | 当補助金の目的に沿う事業であれば、構いません。 | 5/12掲載 |
| 34 | 補助対象事業 | 事業実施初年度から他の団体と連携しなければいけないのか。 | 事業初年度から他団体と連携して実施する活動が対象となります。 | 5/12掲載 |
| 35 | その他 | 自団体以外の企業・団体・学校・自治体の「団体」も任意の団体でもよろしいでしょうか？さきほど任意の団体に人数制限がないということですが、個人以上の2名でもいいということですか？ | 連携先として任意団体も可です。また、任意団体の人数についてはお見込みのとおりです。 | 5/12掲載 |
| 36 | 補助対象事業 | 連携先も団体の必要がありますか？アプリケーションを開発しようと思っておりますが、アプリ開発先も団体である必要がありますか？ | 連携先は団体である必要がございます。アプリ開発を委託されるだけの場合、その相手が個人であっても団体であっても連携とは判断されません。ただし、アプリ開発の企画などの段階から協働して行う場合、その相手が団体であれば連携と判断できます。誰とどのような目的で連携を行うかが分かるよう、「事業計画書」の「(4) 連携が見込まれる団体等および連携先に期待する役割」にご記入ください。 | 5/12掲載 |
| 37 | その他 | どういった取組を連携というのか。 | 他団体と企画等の段階から協働して事業を実施することです。 | 5/12掲載 |
| 38 | 審査 | プレゼンテーション審査会後の結果通知はいつ頃になりますか？ | 6月末ごろを予定しております。 | 5/18掲載 |
| 39 | 補助対象経費 | 結果通知のあった日が交付決定日として、事業期間の開始となりますか？それ以前にかかった経費は対象事業に対するものでも計上は不可ですか？ | 交付決定日以降に開始した事業が対象です。また、通知前に実施した分にかかる経費は補助対象外です。 | 5/18掲載 |
| 40 | その他 | 総事業費のうち自己資金の割合は決まっていますか。 | 当補助金は定額補助のため、自己資金の割合は決まっておりません。 | 5/18掲載 |
| 41 | 補助対象経費 | すでに雇用している職員に対する賃金は対象になるか。 | 募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」にありますとおり、「交付対象事業の実施のために臨時に雇用する」方に対する賃金のみです。すでに雇用している職員に対する人件費は対象外です。 | 5/18掲載 |

| No. | カテゴリ | 質問内容 | 回答 | 備考 |
|-----|--------|--|--|--------|
| 42 | 補助対象経費 | 1.新事業実施にあたり、HPを更新したいと考えています。HP更新のための指導を受ける場合、それにかかる謝礼は補助対象となるか。 | 1.HP更新が新事業の実施のために必要ということであれば、認められます。 | 5/18掲載 |
| 43 | 補助対象経費 | 2.対象となる場合、どの費目で該当になるか。 | 2.諸謝金での支出としてください。 | 5/18掲載 |
| 44 | その他 | 事業を実施する中で当初の見積もりから事業費にズレが生じる場合、どのように返金したらよいか。 | 当補助金は、事業終了後に精算払いすることとしておりますので、基本的に返金は生じません。場合によっては、概算払いも可能ですが、その際お渡しできる上限額は交付決定額の2分の1です。事業を実施する中で、見積額と実績額にズレが生じることが判明した場合は、「交付要綱」第7条に定めております条件に該当する場合(第7条の(2))、変更交付申請をご提出ください。 | 5/18掲載 |
| 45 | 補助対象経費 | 専門的な資格等を持つ方に対する謝金を積算する際、滋賀県の定める単価を用いる必要があるか。 | その必要はありません。 | 5/18掲載 |
| 46 | 補助対象者 | 子ども食堂と家庭教育支援チームの2つを運営している。どちらの団体での活動も健康に資する取組だと考えているが、どちらの団体として応募すべきか。 | 当補助金の趣旨により合致するのはどちらの団体での活動か、ご自身でご検討いただきご提出ください。 | 5/18掲載 |
| 47 | 補助対象経費 | 備品について、当該事業のみで使うものであれば補助対象となるか。 | ご理解のとおりです。 | 5/18掲載 |
| 48 | その他 | 事業継続のための支援とは具体的にどういったことをしてくれるのか。 | 例えば、滋賀県産業支援プラザの事業継続支援を専門とする部署におつなぎし、今後の活動についてサポートいただけるようにするなど、必要に応じて様々な機関とおつなぎすることで事業の継続を後押しします。 | 5/18掲載 |
| 49 | 補助対象者 | 大学生が経営している法人は、大学生枠として申請したらよいか。 | 申請時点で大学生枠か一般枠かの区別はありません。事業内容などから審査の段階で判断します。 | 5/18掲載 |